

# 口・ポイント

## ○平成29年度地域型住宅グリーン化事業グループ募集における留意点

平成28年度地域型住宅グリーン化事業からの主な変更点を以下に記載します。

### 1. 高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)関連について

#### (1) 補助対象工事の太陽光発電工事について

太陽光発電工事は、普及状況から補助対象工事から除きます。

・一次エネルギー消費量計算には算入して下さい。

・余剰買取のみが対象住宅となりますのでご注意ください。(全量買取は対象外)

※P11、P35掲載

#### (2) ゼロ・エネルギー住宅の性能の変更について

外皮基準はZEHの強化基準とすること。かつ、再生可能エネルギーを除いた設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率を20%以上削減することとします。

※P35掲載

#### (3) ゼロ・エネルギー住宅の補助金の額の変更について

ゼロ・エネルギー住宅の1戸あたりの補助金の上限金額は、平成27・28年度の2年間の地域型住宅グリーン化事業のゼロ・エネルギー住宅の補助金活用実績が

・4戸(8戸<sup>※1</sup>)以上の場合は1戸あたり150万円。

・4戸(8戸<sup>※1</sup>)未満の場合は1戸あたり165万円。※P8掲載

※1 東日本大震災の特定被災区域または平成28年熊本地震により被災した地域に存する住宅生産者の場合。

#### (4) ゼロ・エネルギー住宅の優先配分について

建築物省エネルギー性能表示制度によるBELS認証の普及の観点から、住宅の省エネ性能の見える化を推進するための活動を行う施工事業者で「5.3.3 高度省エネ型(ゼロ・エネルギー住宅)に関する評価の視点・ポイント」に示す(1)~(4)の全ての条件を満たす施工事業者(以下、BELS工務店といいます。)の割合が高いグループに対し優先配分をします。また外皮性能の向上への誘導を図る観点から、外皮平均熱貫流率のランクアップに該当する住宅を供給する割合が高いグループに対し優先配分をします。※P18掲載

### 2. 住宅省エネルギー講習会の修了者について

各補助対象住宅に関わる事業者にあっては、それぞれ設計者・施工管理者・大工技能者のうちいずれか1人が、平成25年度以降の住宅省エネルギー技術講習会の修了者であることが必要です。※P5掲載

### 3. 施工事業者について

#### (1) 施工事業者が補助金を受けられるグループ数の制限について

施工事業者が複数のグループの構成員として所属することは可能ですが、施工事業者が補助金を申請できるグループ数は1グループとします。※P15掲載

#### (2) 中規模工務店の補助対象戸数上限の変更について

中規模工務店が交付申請できる木造住宅の戸数は、長寿命型・高度省エネ型それぞれから原則1戸とします。※P40掲載

昨年と同様  
だが、理解  
されない  
ビルダース  
多い!!

### 4. 三世代同居対応住宅の要件について

調理室・玄関等について、一部取扱いを明確化します。※P38掲載

→本年より、不自然な向かいは対象外になる可能性あり。